

## 地域を守る事業者維持・育成入札実施要領

### (目的)

**第1条** この要領は、災害発生時には、地域の守り手として活躍する建設企業を、将来に渡り確保、維持することができるよう、過疎地域等において静岡県が発注する建設工事（以下「工事」という。）の制限付き一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

**第2条** この要領に定める入札（以下「入札」という。）は、別表1に掲げる過疎地域等で施工される工事を発注しようとする場合に適用する。

### (入札に参加する者に必要な資格)

**第3条** この入札に参加する者に必要な資格は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 静岡県の建設工事入札参加資格の認定を受けている者
- (2) 別表1に掲げる地域に主たる営業所を有する者

### (入札方式等)

**第4条** この入札は、次により行うものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札により行い、入札参加資格については、参加想定業者数を概ね5者以上とする。
- (2) 入札公告においては、第3条に該当する者を対象とする入札であることを明記する。

### (その他)

**第5条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年10月21日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別表 1)

(1) 過疎地域

伊豆地域	下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、河津町
東部地域	沼津市のうち旧戸田村、伊豆市
中部地域	島田市のうち旧川根町、川根本町
西部地域	浜松市天竜区のうち旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町

(2) 振興山村地域（(1)の地域を除いた振興山村）（対象は S25 年 2 月 1 日時点の旧市町村名）

静岡市	旧大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村
浜松市	(旧天竜市) 旧竜川村、熊村、上阿多古村、(旧引佐町) 旧鎮玉村、伊平村
富士宮市	(旧芝川町) 旧柚野村
東伊豆町	旧城東村
森町	旧三倉村、天方村

山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)に基づき、要件(1960 年林業センサスにおいて、林野率 0.75 以上、人口密度 1.16 人/町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていないこと)を満たしている山村(旧市町村単位)から、都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定するもの。

(3) その他の地域

「競争入札に参加する者に必要な資格」(昭和 39 年静岡県告示第 220 号)第 1 の 4 により等級の格付を行う土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の 4 業種について、各等級に格付された者の数がいずれも 20 者未満である、次の土木事務所の管内。

下田土木事務所	熱海土木事務所
---------	---------